

# コーポレートガバナンス、コンプライアンス

理想科学は、健全な企業運営を行うために「コーポレートガバナンス」が重要事項であると認識しています。

## ●コーポレートガバナンス

「企業統治」と訳されます。

一般的には、健全かつ効率的な事業活動を維持していくことを目的とした経営システムのあり方を指します。

## コーポレートガバナンスの体制

当社は、監査役設置会社のガバナンス形態を採用しています。

経営上の意思決定は、毎月1回の定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会で審議を行い決定しています。

また、業務執行については稟議手続規程の稟議基準に基づき稟申され、毎月2回開催する経営会議において審議を行い意思決定しているほか、稟議基準に応じて代表取締役、業務担当役員または部門長が判断し決裁しています。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤社外監査役2名（公認会計士2名）で構成されており、公正かつ客観的な立場から監査を行っています。原則として監査役全員が取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議をはじめとした社内各重要会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっています。また、当社は内部監査部門として監査室を設置しており、内部

監査規程に基づき、工場、営業拠点、子会社等の会計監査および業務監査を実施しています。

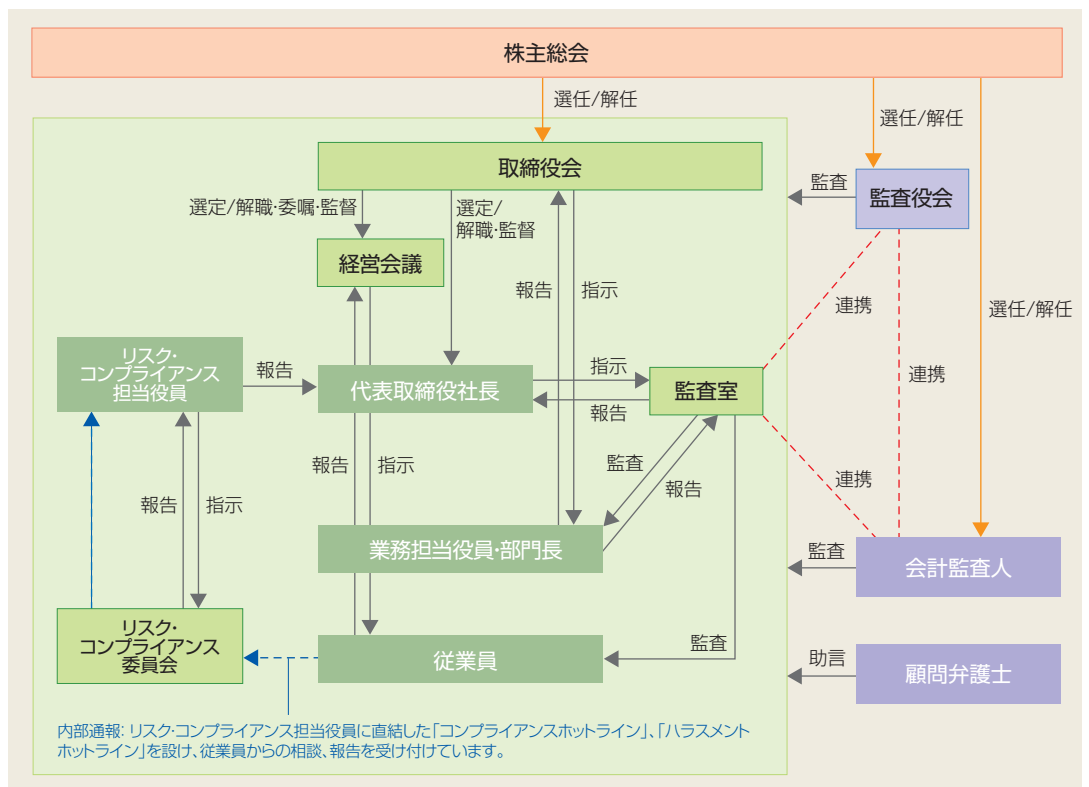
## 財務報告の適正性を確保するための取り組み

当社は、「金融商品取引法」に定められた財務報告の適正性を確保する目的で、2008年度に内部統制の評価を行いました。評価の範囲・手続は、2008年6月に取締役会で承認された「内部統制評価に係る方針及び計画」に則って実施しました。また、評価の実施にあたっては、社内の関連各部署から評価員を選出し、内部統制推進部の管轄のもと、内部統制評価プロジェクトチームを編成しました。この内部統制評価プロジェクトチームは今後も内部統制評価の実行チームとして毎年編成していく予定です。

内部統制評価の結果から、2009年3月末時点で、当社グループ（理想科学工業および関連会社）において、財務報告に重大な影響を与える可能性のある「重要な欠陥」は存在せず、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。また、内部

## コーポレートガバナンス体制図

当社における会社の機関・内部統制等の関係（ は選任・委嘱、 は指示・報告・監査等を意味する）





統制評価の結果は、外部監査人のあずさ監査法人による内部統制監査も受けています。これらの評価および監査の結果は、2009年6月に内部統制報告書ならびに内部統制監査報告書で開示し、報告しました。

## コンプライアンスの徹底

当社は、コンプライアンス(遵法)を企業経営の基本として重視しています。法令や社内規程の遵守とともに、社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した事業活動が行われるよう、コンプライアンスの推進に努めています。

具体的には、「遵法経営規程」<sup>【解説1】</sup>に基づき、取締役会でリスク・コンプライアンス担当取締役を選任し、その指揮下に「リスク・コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス活動を推進しています。

2008年4月には、世界中の理想科学グループ社員が共通の理解のもと、コンプライアンス行動を実践できるよう、「RISOコンプライアンス行動指針」<sup>【解説2】</sup>の表現や内容を改訂し、周知に努めました。

## コンプライアンス教育・啓発

当社では、役員および全社員が、「トップステートメント」「RISOコンプライアンス行動指針」を深く理解し、実践できるように、「コンプライアンスハンドブック」を配布しています。また、社内イントラネットに「コンプライアンス」のページを設け、社内ですりこむコンプライアンス行動のモデルケースを取り上げ、その問題点について解説するなど、社員が適切なコンプライアンス行動が取れるよう努めています。

2008年9月には、インサイダー取引規制の重要性を理解し適切な判断ができるよう、全常勤役員および社員に対しE-ラーニングを利用した教育を実施しました。

## リスクマネジメント

適正な事業運営を阻害するさまざまなリスクを認識し、それらを統合的かつ合理的な方法で管理

していくことは、コンプライアンスの徹底とならび、企業経営の重要課題の一つです。

当社は、会社法の定めに基づき、取締役会の決議により「損失の危険の管理に関する規程」を制定し、当社グループを取り巻く各種リスクを統合的に管理する体制の整備に努めています。

大型投資を含む重要な業務執行については、実行部門や関連部門が執行に伴うリスクを分析し、適切なリスク対策を検討したうえで、経営会議や取締役会で審議・決定します。

また、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対応するため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しています。リスク・コンプライアンス委員会では、リスクを抽出し、それらが発生した場合の影響度等を分析・評価して「リスクマップ」を作成しています。その中から当社グループに重大な影響を与えるリスクを特定し、個別にリスク管理プログラムを策定し実行することで、リスクの低減・回避に努め、統合的なリスクマネジメントを推進しています。

2008年度は、リスク管理プログラムの具体策として、個人情報の管理システムの整備や大地震など大規模災害時の対応マニュアルの作成に着手しました。

一方、当社の生産事業所では、事業所長をトップとした「防災委員会」を設置し、環境汚染防止や災害発生防止に取り組んでいます。防災委員会では防災に関わる事業所の年間活動計画などを定め、火災や地震を想定した総合防災訓練の実施や不安全箇所・不安全行動の抽出・改善、設備の維持管理、事故・緊急時の対応計画の立案や訓練実施など、リスクの低減に努めています。2008年度において、環境に関する事故・緊急事態は発生していません。

## 情報リスクへの対策

事業活動に重大な影響を及ぼすリスクの一つに、情報リスクがあります。当社グループが保有する機密情報や個人情報、破壊・改ざんされ、また外部に漏洩すれば、当社グループおよび関係者の方々に大きな損失をもたらします。当社は、従来から「情報管理委員会」を設置して、そうした情報リスクに備えています。

### 【解説1】 遵法経営規程

コンプライアンス推進のための組織や指針などを定めたものです。

- ・ 社長が最高経営責任者として、コンプライアンスプログラムの実行と継続的改善、ならびにコンプライアンスの維持に努めることを「トップステートメント」として宣言すること。
- ・ 「RISOコンプライアンス行動指針」を役員、社員が遵守すること。
- ・ コンプライアンスプログラムを実行し、継続的な改善を行うためのリスク・コンプライアンス担当取締役、委員会などの組織体制。
- ・ 行動計画、コンプライアンス教育、コンプライアンス内部監査、コンプライアンスアセスメントなどのコンプライアンスプログラム。
- ・ 内部通報(コンプライアンスホットライン、ハラスメントホットライン)の仕組み。

### 【解説2】 RISOコンプライアンス行動指針

社員が遵守すべき27の行動指針を定めています。また、行動指針に照らしてもその行動が正しいのか判断に迷う場合には、自らに対して以下の5つの問いかけを行うこととしています。

- ・ 「その行動」は、RISOの方針にあっていませんか?
- ・ 「その行動」を他人がしたらあなたはどう思いますか?
- ・ 「その行動」を家族や友達に知られて恥ずかしくありませんか?
- ・ 「その行動」が新聞にのったらどう映るでしょうか?
- ・ 「その行動」は正しくないと心の底で思っていないですか?